# ローカルルールス

1. コースとアウトオブバウンズの境界は白杭で示す。
   修理地は青杭で示し、白線または連なる青杭をもってその限界を標示する。
   ペナルティーエリアは赤線をもってその限界を標示する。
2. コース内の防球ネット(球止めネットを含む)、ヤーデージ杭、樹木の支柱および各種排水設備は動かせない障害物とする。
3. コース内の防球ネットと隣接するカート道路の間およびその防球ネットはカート道路の一部とする。
4. 次の場合はアウトオブバウンズとする。
   (1) OUT#1 において打球がパッティンググリーンの後方の白杭を結ぶ線を越えてしまったとき。
   (2) OUT#2、#6 において打球が右側のフェンスを越えてしまったとき。
   (3) IN#15 において打球が黄・白の縞杭を結ぶ線を越え IN#14 に止まったとき。
5. ペナルティーエリアの中に球がある場合は次の選択肢より処置しなければならない。
   (1) 『ゴルフ規則』規則 17.1《ペナルティーエリアの救済》に基づき救済を受ける。
   (2) 1 打罰を加えペナルティーエリアを横切った地点から最も近いドロップ区域にドロップする。このドロップ区域は『ゴルフ規則』規則 14.3 に基づく救済エリアである。
6. ラウンド中、プレーを終了したパッティンググリーン及びその近くで練習ストロークを行ってはならない。
   本項の違反の罰は　次のホールに一般の罰(2 打罰)。
7. 目的外のグリーンはプレー禁止区域とし、異常なコース状態として扱う。目的外グリーンに球が止まったとき、またはスタンスがかかるときは『ゴルフ規則』規則 16.1f《異常なコース状態による救済》により処置しなければならない。
8. 電磁誘導カート用の 2 本のコンクリート軌道は全幅をもってプレー禁止区域とし、異常なコース状態として扱う。
   球がこのプレー禁止区域にある場合は『ゴルフ規則』規則 16.1f《異常なコース状態による救済》により処置しなければならない。
9. コース内の高圧線に打球がふれた場合は罰なしに元の位置より打ち直さなければならない。(『ゴルフ規則』規則 14.6)
10. 打球が黄・黒の縞杭を結ぶ線を越えたときは 1 打罰を加え以下のいずれかを選んでプレーしなければならない。
    (1) ストロークと距離の救済。直前のストロークが行われた場所からプレー。(『ゴルフ規則』規則 14.6)
    (2) 横切ったと思われる地点からピンに近づかないジェネラルエリアの救済エリアにドロップ。
    また、OUT#3、WEST#5、#8 においてはティーショットが黄・黒の縞杭を結ぶ線を越えたときは 1 打罰を加え特設渦巻ティにドロップし次打を行わなければならない。
11. OUT#3、IN#14、WEST#8 においてティーショットがアウトオブバウンズまたは紛失球のときは 2 打罰を加え前方特設ティより次打を行わなければならない。
12. 打球がアウトオブバウンズまたは紛失球のときは 2 打罰を加え以下の救済エリアにドロップしてプレーすることができる。
    球がアウトオブバウンズの境界を最後に横切った地点、またはコース上に止まったと推定される地点(球の基点)を通るホールとの直線と、球の基点からホールに近づかないフェアウェイの基点を通るホールとの直線のそれぞれ外側 2 クラブレングスの範囲でホールに近づかないジェネラルエリア。
13. IN#14 において防球ネットにより障害が生じた場合は、罰なしに球を拾い上げ、元の位置に最も近いドロップ区域にドロップしてプレーしなければならない。このドロップ区域は『ゴルフ規則』規則 14.3 に基づく救済エリアである。

上記 7 項から 12 項までの違反の罰は　一般の罰(2 打罰)。

14. 球がジェネラルエリアにある場合で、動かせない障害物がパッティンググリーンから 2 クラブレングス以内にあり、球からも 2 クラブレングスの範囲内で、しかも球とホールの間のプレー線上にかかっているときは『ゴルフ規則』規則 16.1《異常なコース状態による救済》により救済を受けることができる。
15. パッティンググリーン(予備グリーンを含む)の外周境界にある人工的に作られた切込み部に球が止まった場合は、『ゴルフ規則』規則 16.1b《異常なコース状態による救済》により救済を受けることができる。

本ローカルルールスの変更・追加はクラブハウス内の所定場所に掲示する。

2026 年 8 月　　競技・ルールス委員長